

亀岡市告示第153号

亀岡市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和8年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図るため、高齢者に対し補聴器の購入費を予算の範囲内において助成することに関し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「補聴器」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第6項に規定する管理医療機器に該当する補聴器であって、装用効果の高い左右いずれかの耳又は両耳に装着するものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、第6条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による聴覚機能の障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない者

(3) 次のいずれかに該当する聴力の低下が認められる者

ア 両耳の聴力レベルの平均値が40デシベル以上70デシベル未満の者

イ アに該当しない者であって、一側耳の聴力レベルが著しく低く、補聴器の使用が必要であると医師（身体障害者福祉法第15条第1項の規定による耳鼻咽喉科の指定医師又は一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した補聴器相談医）に判断されたもの

(4) 市税等を滞納していない者

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、医師が使用の必要性を認める補聴器（電池、充電器及びイヤモールド（以下「附属品」という。）を含む。）の購入に要する経費とする。

2 事業の対象となる補聴器は、公益財団法人テクノエイド協会が認定する補聴器技能者が在籍する補聴器の販売店（以下「認定補聴器販売店」という。）で購入した補聴器に限るものとする。

3 助成対象経費には、診察料、検査料等の受診費用、文書料、補聴器の修理、保守、電池交換、送料等の直接購入に要しない費用及び附属品のみの購入等に係る費用は対象としない。

4 前項の規定にかかわらず、第7条の規定による交付決定前に購入した補聴器は対象としない。

（助成金の額等）

第5条 助成金の額は、前条の規定による補聴器の購入費用の2分の1に相当する額とし、1人につき20,000円を上限とする。この場合において、算出された金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 助成金の交付は、助成対象者1人につき1回を限度とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類（ただし、申請日前おおむね3箇月

以内に作成された書類に限る。)を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 亀岡市高齢者補聴器購入費助成事業に係る医師意見書(別記第2号様式)(ただし、医師が作成し、補聴器の使用の必要性を認める旨を記載したものに限る。)

(2) 前号の医師意見書に基づき認定補聴器販売店が作成した見積書及び購入する補聴器の型番等が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、亀岡市高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書(別記第3号様式)又は亀岡市高齢者補聴器購入費助成金不交付決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更事項の届出)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第6条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、亀岡市高齢者補聴器購入費助成金変更届(別記第5号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(助成金の請求)

第9条 交付決定者は、認定補聴器販売店に交付決定通知書を提示し、補聴器を購入するとともに、補聴器の購入日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、亀岡市高齢者補聴器購入費助成金請求書兼口座振替依頼書(別記第6号様式。以下「請求書兼依頼書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補聴器の購入費用が分かる領収書の原本

(2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、速やかに交付するものとする。

（助成金の代理受領）

第11条 第9条の規定にかかわらず、交付決定者は、助成金の請求及び受領について認定補聴器販売店に委任することができる。

2 交付決定者は、前項の規定による請求及び受領を委任する場合は、補聴器を購入する際に助成金額を差し引いた額を支払うとともに、亀岡市高齢者補聴器購入費助成金の代理受領に係る請求書兼委任状（別記第7号様式。以下「請求書兼委任状」という。）を認定補聴器販売店に提出しなければならない。

3 認定補聴器販売店は、前項の規定による請求書兼委任状の提出があったときは、当該請求書兼委任状に、補聴器に係る販売証明書その他これに類する書類を添えて、市長に助成金の交付を速やかに請求するものとする。

4 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成金の額の確定後速やかに、認定補聴器販売店に助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 第7条の規定により交付決定を受けた補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（助成金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、返還を求める場合は、亀岡市高齢者補聴器購入費助成金交付決定取消し及び助成金返還請求通知書（別記第8号様式）により、交付決定者に通知する。

（交付台帳の整備）

第14条 市長は、助成金の交付状況を明らかにするため、亀岡市

高齢者補聴器購入費助成金交付台帳（別記第9号様式）を整備するものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

亀岡市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

亀岡市高齢者補聴器購入費助成金の交付を受けたいので、亀岡市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、交付の可否を決定するにあたり、対象者の住民基本台帳、市税等の滞納状況、聴覚障害による身体障害者手帳の取得状況等について亀岡市が調査することに同意します。

対象者 (補聴器使用者)	(フリガナ)		生年 月日	年 月 日(歳)
	氏名			
	住所	〒 電話番号 (- -)		
身体障害者手帳（聴覚障害）の有無	☐ 交付なし ☐ 交付あり（補助対象外）			
補聴器購入店名及び見積金額	(購入店) (見積金額) 円			

申請者	□対象者に同じ（対象者と申請者が同一の場合、以下は記載不要です。）		
	(フリガナ)		続柄（対象者との関係）
	氏名		
	住所	〒 電話番号 (- -)	

※申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示ください。郵送の場合は、本人確認書類の写し（コピー）を添付してください。

（添付書類）

- (1) 指定医又は補聴器相談医による医師意見書（第2号様式）【意見日から概ね3箇月以内のもの】
- (2) 補聴器販売店（認定補聴器技能者在籍店）が作成した見積書及び補聴器の型番等が分かる書類

【市役所記入欄】

台帳確認	受付番号	担当者

第2号様式（第6条関係）

亀岡市高齢者補聴器購入費助成事業に係る医師意見書

対象者 (補聴器使用者)	住所	亀岡市		
	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)

(以下の記載は(一社)日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の委嘱を受けた補聴器相談医又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する都道府県知事の定める医師に限る。)

上記対象者は、下記のとおり、身体障害者手帳の基準には該当しませんが、聴力の低下のため補聴器の使用が有用かつ必要であることを認めます。

三

身体障害者手帳の基準に該当するか否か	当てはまる方に○をつけてください。	
	該当しない ・ 該当する	
※該当する場合は、本意見書の作成は不要です。身体障害者手帳の交付申請をご案内ください。		
聴力レベル	右 デシベル	(補聴効果) 有 ・ 無
	左 デシベル	(補聴効果) 有 ・ 無
対象聴力	該当するチェック欄(□)にレ点をご記入ください。 ☐ ① 両耳との中等度(40デシベル以上70デシベル未満)以上の難聴 ☐ ② ①に該当しないが、一側耳の難聴レベルが著しく低く、補聴器の使用が必要 ☐ その他()	
聴力検査結果	オーディオグラム(3箇月以内のもの)を裏面に貼付するか、ホチキスで留めてください。	
特記事項		

年 月 日

医療機関名 _____

醫師名 印

※署名の場合、押印は不要です。

※ご記入いただいた医師意見書は、上記対象者へお渡しく下さい。

【オーディオグラム貼付欄】

医師意見書記載に当たっての留意事項

- 1 意見書の記載は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会より補聴器相談医に委嘱された医師又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する都道府県知事の定める医師が記載してください。
- 2 亀岡市高齢者補聴器購入費助成の対象者は、1の医師による診断を受けた満65歳以上の亀岡市民のうち、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象にならない、両耳それぞれの聴力レベル40デシベル以上70デシベル未満、又は片耳の聴力レベルが著しく低く、補聴器の装用が必要と認められた方となります。なお、装用について必要な留意事項がある場合は、特記事項欄に記載してください。
- 3 検査の結果、補聴器の装用が不要な場合は、本意見書への記載はせず、口頭で結果を受診者にご説明願います。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

亀岡市高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市高齢者補聴器購入費助成金について、下記のとおり交付を決定しましたので、亀岡市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱第7条の規定により通知します。

記

1 対象者氏名

2 交付決定額 円

3 補聴器購入店

4 その他（特記事項）

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

亀岡市高齢者補聴器購入費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市高齢者補聴器購入費助成金について、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、亀岡市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱第7条の規定により通知します。

記

1 対象者氏名

2 不交付の理由

第5号様式（第8条関係）

亀岡市高齢者補聴器購入費助成金変更届

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

年 月 日付けで申請した亀岡市高齢者補聴器購入費助成金について、申請内容に変更があったため、亀岡市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

対象者 (補聴器使用者)	(フリガナ)		生年 月日	年 月 日(歳)
	氏名			
	住所	〒 電話番号 (- -)		
変更事項		☐ 購入予定補聴器の変更 ☐ 購入予定補聴器販売店の変更 ☐ その他 ()		
変更内容	変更前		変更後	
変更年月日				

第6号様式（第9条関係）

亀岡市高齢者補聴器購入費助成金請求書兼口座振替依頼書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた亀岡市高齢者補聴器購入費助成金について、亀岡市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり助成金を請求します。また、助成金については、下記振込口座への振込を依頼します。

対象者 (補聴器利用者)	(フリガナ)		生年月日
	氏名		年 月 日 (歳)
	住所	〒 電話番号 (- -)	
補聴器購入金額		円	
請求金額		円	

【振込先口座】

金融機関	銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合			本店・支店					
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他	口座番号							
(フリガナ)									
口座名義人									

対象者（補聴器利用者）と振込先口座の名義が異なる場合は、下記の委任状も記載ください。

委 任 状	
委任する本人（補聴器利用者）氏名 _____ ㊟	
私は、亀岡市高齢者補聴器購入費助成金の受領に関する権限について、下記の者に委任します。	
住 所 _____	
氏 名 _____ (本人との関係)	

（添付書類）補聴器の「領収書」（写し）

第7号様式（第11条関係）

亀岡市高齢者補聴器購入費助成金の代理受領に係る請求書兼委任状

年 月 日

（宛先）亀岡市長

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた亀岡市高齢者補聴器購入費助成金の請求及び受領の権限について、下記の補聴器販売業者に委任します。

委任者 (交付決定者)	住所	〒
	氏名	印
補聴器購入金額		円
助成金交付決定額		円
補聴器販売業者		

上記のとおり、亀岡市高齢者補聴器購入費助成金の請求及び受領の権限を受任しましたので、助成金の支払いを請求します。なお、支払については、下記の振込先口座に振り込んでください。

受任者 (販売業者)	住所	〒
	名称	
	代表者氏名	印

【振込先口座】

金融機関	銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合		本店・支店						
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他	口座番号							
(フリガナ)									
口座名義人									

（添付書類）補聴器に係る販売証明書その他これに類する書類

第8号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

亀岡市高齢者補聴器購入費助成金交付決定取消し及び助成金返還請求通知書

年 月 日付け 第 号の決定により交付しました亀岡市高齢者補聴器購入費助成金について、下記の理由により交付取消しと決定しましたので、亀岡市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱第13条第2項の規定により、通知します。

記

1 対象者氏名

2 取消理由

3 返還金額 円

4 返還（納付）期限 年 月 日

第9号様式(第14条関係)

龜岡市高齢者補聴器購入費助成金交付台帳

[illegible]

